支出時に費用処理した額

役員の退職一時金	10,694,825円
職員の退職一時金	138,613,560円
厚生年金基金掛金拠出額(注)	71,821,708円
支出時に費用処理した額　計	221,130,093円
合　　計	193,063,367円

(注)　厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

⑷　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項（厚生年金基金のみ対象）

①　退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準

②　割引率　1.5％

③　期待運用収益率　9.3％

④　数理計算上の差異の処理年数　発生年度に一括処理

7　持分法損益等

⑴　関連会社に対する投資の金額	7,271,934,036円
⑵　持分法を適用した場合の投資の金額	16,862,104,590円
⑶　持分法を適用した場合の投資利益の金額	233,617,739円

8　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、１年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	382,248	382,248	—
⑵　未収金	2,919	2,919	—
⑶　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	89,458	93,757	4,299
⑷　短期借入金	(20,186)	(20,186)	(—)
⑸　未払金	(13,066)	(13,066)	(—)

(注)　単位未満を切り捨てて記載しております。

(注)　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金、⑷　短期借入金、及び⑸　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「５　有価証券関係」を参照下さい。

（注２）　非上場株式（貸借対照表計上額1,415百万円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額7,639百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

9　不要財産に係る国庫納付

区　　分	畜産勘定	畜産勘定	砂糖勘定
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産自給力強化緊急支援事業） ②　帳簿価額 1,108,935,986円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （国産牛肉信頼回復対策事業） ②　帳簿価額 2,594,542,471円	①　資産の種類 現金及び預金 ②　帳簿価額 567,196,916円
⑵　不要財産となった理由	平成21年度補正予算事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	保有する現金のうち、第２期中期目標期間の最終年度に精算収益化した運営費交付金債務相当額について、その使途の見込みがないため。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	1,108,935,986円	2,594,542,471円	567,196,916円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	平成25年６月３日	平成25年12月６日	平成25年７月12日
⑻　減資額	無し	無し	無し

10　セグメント情報

すべての勘定は、それぞれ単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

11　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

12　重要な後発事象

独立行政法人通則法第30条第２項第４号の２の規定により中期計画に定められた同法第46条の２第１項に基づく不要な資金75,643,972,739円を平成26年４月28日に国庫納付しました。